

令和7年度における建設工事の制限付一般競争入札の概要

令和7年4月1日

令和7年度における建設工事の制限付一般競争入札の概要は、次のとおりです。

1 制限付一般競争入札

制限付一般競争入札とは、公告で示した入札参加資格要件を満たした方はだれでも入札に参加できる制度です。

2 電子入札

制限付一般競争入札は、原則として電子入札により実施いたします。ただし、郵便入札により実施するものもありますので、公告内容を十分ご確認ください。

3 適用範囲

原則として全ての建設工事を制限付一般競争入札としています。なお、災害等に伴う緊急性のある工事などについては指名競争入札や随意契約とする場合があります。

4 特殊工事の取扱い

アスファルト舗装、取付管布設、道路反射鏡設置及び配水管整備に係る単価契約、アスファルト舗装に係る特殊工事及び海洋土木工事など施工可能業者が限られる工事についても、年間を通して全て制限付一般競争入札とします。

また、「6 落札制限」及び別紙の基準に、上記工事の落札制限及び適用除外について記載しております。

5 入札参加資格要件

入札参加資格要件には、本市の有資格業者名簿（建設工事）に登録されていることや、指名停止期間中でないことなどの基本的要件に加え、次のような要件があります。

(1) 総合数値

基本的な入札参加資格要件であり、「本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が〇点以上〇点未満である者」という要件を設定しています。

(2) 地域要件

長崎市建設工事等入札参加資格者名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者を原則としています。ただし、入札参加者数が見込めない場合は、必要に応じ、準市内又は市外に登録がある者まで拡大します。

(3) 配置予定技術者

配置予定技術者については、建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者または主任技術者を配置できることとし、また、消費税込みの予定価格が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の案件については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にある者であることとしております。

なお、配置予定技術者については、契約時に落札者のみ審査を行う場合において、審

査の結果適正な技術者が配置できないときは、契約できないことは元より、指名停止等の対象となりますので十分注意してください。

また、技術者の経験や資格を入札参加資格要件として求めた場合は、入札参加申込の時点で審査いたしますので、入札参加申請書の提出期限までに確認書類とともに「施工実績等調書」をメール又はファックスで送付していただくことになります。

(4) 施工実績等

次の対象工事については、「施工実績の事前確認」及び「施工体制実態調査」を実施しております。

ア 施工実績の事前確認

次の対象工事については、「施工実績の事前確認」を実施しております。実績が確認され「施工実績確認書」の交付を受けている方は、入札参加申込時に「施工実績等調書」の提出を省略することができます。

【対象工事】

工事内容	事前確認する施工実績の内容
推進工事	推進工事の施工実績（シールド工事の実績も可）
海洋土木工事	港湾、漁港又は海岸の工事において、作業船を使用した海上工事の施工実績 ※「海上工事」とは、工事の大部分又は重要な部分の作業を海上の作業船（起重機船、クレーン付台船、浚渫船又はミキサー船等）を使用して行う工事をいう。
非木造中高層建物解体工事	鉄筋コンクリート造建物の解体工事で、解体を行った部分の地上階数が3以上の工事における施工実績 なお、鉄筋コンクリート造建物とは、主要構造部がすべて鉄筋コンクリート造の建築物であり、鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。
区画線設置工事	区画線設置工事の施工実績 ※本工事については、準市内業者（本市内に入札・契約締結権限を委任されている支店等を有する者）も対象

（注）「推進工事」と「非木造中高層建物解体工事」の場合は、民間事業者が発注した工事でも可

イ 施工体制実態調査

次の対象工事については、「施工体制実態調査」を実施しております。該当する工事の入札に参加を希望する方は必ず事前に調査票を提出してください。必要な施工体制が確認された方には「施工体制確認書」を交付します。

公告日の前日までに「施工体制確認書」の交付を受けていなければ、制限付一般競争入札に参加することができませんのでご注意ください（ただし、施工体制の確認において評価を行わない実績等が施工に必要な工事においては、この限りではありません。）。

施工体制確認書の有効期限が令和7年3月31日となっている方は更新が必要です。

【対象工事】

工事内容	施工体制実態調査の主な項目
舗装工事	①有資格技術者の雇用状況 ②技能者の雇用状況 ③舗装施工機械の保有状況
管更生工事	① 管更生工事の各工法の研修・講習等を修了した技術者の雇用状況 ②必要機材の保有状況

(注) 詳しい内容は「施工体制実態調査票」をご覧ください。(次のウを参照)

ウ 「施工実績等調書（事前確認用）」及び「施工体制実態調査票」の提出方法等
長崎市役所ホームページ「長崎市 入札・契約情報」の「様式集」から「施工実績等調書（事前確認用）」又は「施工体制実態調査票」をダウンロードし、必要な事項を記入の上、契約検査課窓口へ持参又は郵送してください。

エ その他

「施工実績の事前確認」及び「施工体制実態調査」は、必要に応じて対象工事を追加する場合がありますので、ホームページを定期的にご確認ください。

- (5) 「塗装」又は「防水」の工種で発注する建設工事の完成工事高による入札参加条件
「塗装」又は「防水」の工種で発注する予定価格2,000万円（税込）以上の工事については、長崎市に登録する全工種の完成工事高合計に占める発注工種の完成工事高の割合が20%以上であることを入札参加条件としています。

6 落札制限

公共工事が減少傾向にある中で、受注が偏ることがないように、制限付一般競争入札における落札を次のとおり制限します。

(1) 件数による制限

年度内における落札は1業者6件までとします。ただし、公告文の「1 入札に付する事項」欄に「年度内落札制限（年6回）の適用除外工事」と記載された工事を除きます。また、6件落札している場合でも、特定建設工事共同企業体に係る工事であれば7件目の落札は可能です。

(2) 期間による制限

落札後1か月間

本市又は本市上下水道局が発注した1件の落札価格（消費税込み。共同企業体の場合は、落札価格を各構成員の出資比率で按分した価格）が1億5千万円以上の工事を落札した者は、落札後1か月間は制限付一般競争入札の落札はできないものとします。

7 同日落札制限の適用除外工事の取扱い

各案件で、公告に、「同日落札制限の適用除外工事」と記載がある場合、次のように取り扱っています。

- (1) 開札日が同じ日である案件については、「同日落札制限の適用除外工事」と記載がない案件を落札した場合であっても、「同日落札制限の適用除外工事」と記載がある案件については落札できる。
- (2) 開札日が同じ日である案件については、「同日落札制限の適用除外工事」と記載がある案件を落札しても、「同日落札制限の適用除外工事」と記載がない案件を落札できる。

8 工事（業務）費内訳書

工事（業務）費内訳書については、公告のとおり取り扱っています。ご確認ください。

9 予定価格の事前公表

制限付一般競争入札において、予定価格の事前公表を行っております。

10 最低制限価格

建設工事の最低制限価格は、予定価格の91.00～93.00%の範囲内において電子入札システムにより無作為に抽出される数値を予定価格に乗じて得た額としております。

11 入札書の撤回等

一度提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。また、代表者や所在地等が変更になった後、必要な手続きをしないで入札を行うと指名停止措置等の対象となりますので、入札書を提出する際は間違いがないよう注意してください。

12 入札参加者数1者の入札

制限付一般競争入札においては、入札参加者数が1者であっても、入札を行います。

13 資本・人的関係がある者の同一入札への参加制限

公正な入札を実施するため、資本・人的関係がある者が含まれている者について、同じ入札に同時に参加することを制限しています。

14 関係書類の電子化

関係書類は、公告時に、長崎市役所ホームページの「長崎市 入札・契約情報」の「入札情報サービス」でダウンロードできるようにしています。

なお、開札後はダウンロードができませんので、入札参加希望の方は入札参加申請締切日までにダウンロードをしてください。

15 その他

(1) 指名停止措置

長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止措置を行った場合は、指名停止を受けた者を公表しています。なお、公表の期間は、当該年度及び当該年度終了後1年間とします。

(2) 重要な連絡事項

重要な連絡事項については、長崎市役所ホームページの「長崎市 入札・契約情報」で周知しておりますので、必ず定期的に確認されるようお願いいたします。

(3) 電子調達システムの運用

平成22年4月から、長崎県などで採用されている電子入札コアシステムをベースにした電子調達システムの運用を開始しています。

(4) 電子契約システムの導入

令和5年6月から電子契約システムを導入しております。説明会の資料を長崎市役所ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

16 「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和7年度設計業務委託等技術者単価」の特例措置の実施

建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の受注者で、令和7年3月1日以降に契約を締結したもののうち、「令和6年度公共工事設計労務単価」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」を適用して予定価格を積算している建設工事等について、「新労務単価」及び「新技術者単価」に基づく契約に変更するための請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができます。

なお、詳細については、長崎市役所ホームページの「長崎市 入札・契約情報」で周知しておりますので、ご参照ください。

17 工事請負契約書第26条（スライド条項）の運用

一定の要件を満たした場合は工事請負契約書第26条（令和2年9月30日以前の契約は第25条。スライド条項）を適用することとしております。

なお、詳細については、長崎市役所ホームページの「長崎市 入札・契約情報」で周知しておりますので、ご参照ください。

18 地区別ごとの発注

総合事務所の区域ごとでの入札を次のとおり実施します。

- (1) 対象金額 予定価格 5,000 万円以下
- (2) 発注方法 工種ごとに発注基準（ランク）に応じて発注
- (3) 区域区分 総合事務所の区域。ただし、中央総合事務所は業者数・発注件数とも多いため、さらに北西部（地域整備1課）と南東部（地域整備2課）の区域に分ける。
- (4) 発注件数 地区間の公平性を確保するため、発注率（地区別の1業者当りの発注件数）が一番低い地区に合わせて発注する。

【区域区分】

区分	町名
中央総合事務所（北西部）	相川町、青山町、赤迫、秋月町、飽の浦町、曙町、旭町、畦別当町、油木町、家野町、石神町、泉、泉町、稲佐町、入船町、岩川町、岩瀬道町、岩見町、岩屋町、上野町、江の浦町、江平、エミメント葉山町、江里町、扇町、大園町、大谷町、大手、大鳥町、大橋町、大浜町、大宮町、岡町、音無町、柿泊町、金堀町、上浦町、上銭座町、神ノ島町、川口町、川平町、木鉢町、けやき台町、小浦町、小江原、小江町、小瀬戸町、小峰町、幸町、坂本、塩浜町、式見町、清水町、城栄町、昭和、白鳥町、城山台、城山町、住吉町、住吉台町、銭座町、園田町、高尾町、宝町、竹の久保町、立岩町、千歳町、辻町、手熊町、天神町、中園町、滑石、西町、虹が丘町、錦、西北町、西立神町、西泊町、橋口町、花丘町、花園町、浜口町、葉山、春木町、東立神町、光町、平戸小屋町、平野町、福田本町、富士見町、淵町、文教町、平和町、弁天町、宝栄町、北栄町、北陽町、牧野町、松山町、丸尾町、三川町、見崎町、水の浦町、三ツ山町、緑町、緑が丘町、みなと坂、三原、三芳町、向町、目覚町、女の都、本尾町、本原町、茂里町、梁川町、柳谷町、横尾、四杖町、若草町、若竹町、若葉町
中央総合事務所（南東部）	相生町、愛宕、油屋町、飯香浦町、出雲、伊勢町、稲田町、今博多町、伊良林、上田町、魚の町、馬町、梅香崎町、上町、江戸町、恵美須町、大井手町、大浦町、大浦東町、大崎町、太田尾町、大山町、桶屋町、尾上町、御船蔵町、籠町、風頭町、鍛冶屋町、片淵、勝山町、金屋町、樺島町、上小島、上戸町、上西山町、川上町、館内町、北浦町、銀屋町、麴屋町、興善町、小ヶ倉町、国分町、小菅町、小曾根町、五島町、木場町、栄町、桜木町、桜町、桜馬場、三景台町、椎の木町、下町、下西山町、十人町、白木町、新小が倉、新大工町、新地町、新戸町、新中川町、諏訪町、大黒町、ダイヤランド、高丘、高平町、田上、立山、田手原町、玉園町、筑後町、千々町、築町、出来大工町、出島町、寺町、銅座町、常盤町、戸町、中町、中川、中小島、中新町、浪の平町、鳴滝、賑町、西小島、西琴平町、西坂町、西山、西山台、西山本町、八景町、浜平、浜町、早坂町、東小島町、東琴平、東古川町、東山町、東山手町、彦見町、日の出町、夫婦川町、船大工町、古町、古川町、古河町、星取、本河内、松が枝町、丸山町、万才町、南町、南が丘町、南山手町、宮摺町、茂木町、元町、本石灰町、元船町、八百屋町、八千代町、八つ尾町、矢の平、八幡町、弥生町、寄合町、万屋町、炉粕町
北総合事務所	赤首町、畦町、畝刈町、池島町、檜山町、上大野町、上黒崎町、京泊、琴海大平町、琴海尾戸町、琴海形上町、琴海戸根町、琴海戸根原町、琴海村松町、神浦江川町、神浦扇山町、神浦上大中尾町、神浦上道德町、神浦北大中尾町、神浦口福町、神浦下大中尾町、神浦下道德町、神浦夏井町、神浦丸尾町、神浦向町、さくらの里、三京町、下大野町、下黒崎町、新牧野町、多以良町、長浦町、永田町、鳴見台、鳴見町、西海町、西出津町、東出津町、豊洋台、松崎町、三重町、三重田町
東総合事務所	網場町、現川町、かき道、春日町、上戸石町、川内町、古賀町、界、潮見町、宿町、芒塚町、高城台、田中町、つつじが丘、鶴の尾町、戸石町、中里町、東町、平間町、船石町、牧島町、松原町、矢上町
南総合事務所	伊王島町、以下宿町、磯道町、江川町、大籠町、鹿尾町、蚊焼町、川原町、京太郎町、草住町、黒浜町、毛井首町、香焼町、米山町、竿浦町、三和町、末石町、高島町、高浜町、為石町、椿が丘町、鶴見台、土井首町、藤田尾町、南越町、布巻町、野母崎樺島町、野母町、八郎岳町、晴海台町、平瀬町、平山町、平山台、深堀町、古道町、宮崎町、柳田町、脇岬町

制限付一般競争入札で落札制限を適用除外する基準

長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱の第3条第1項ただし書の規定により、第3条第1項の第9号から第11号の適用を除外する場合の基準は、次のとおりです。

1 建設工事

〈注〉－ 落札制限を適用

区 分	第3条第1項第9号 (同日落札制限)	第3条第1項第11号 (年6回落札制限)
単価契約（アスファルト舗装、取付管布設、道路反射鏡設置及び配水管整備）、アスファルト舗装に係る特殊工事及び海洋土木工事	－	適用除外
不調となり再公告する場合の入札	適用除外	適用除外
工事成績を参加条件とする入札 (成績優秀者を対象とする入札)	－	適用除外
緊急性が高い災害復旧工事の入札	－	適用除外
低額案件（予定価格が200万円以下）の入札	－	適用除外

2 建設工事に係る業務委託

区 分	第3条第1項第9号 (同日落札制限)	第3条第1項第10号 (10日前落札制限)
不調となり再公告する場合の入札	適用除外	適用除外
低額案件（予定価格が100万円以下）の入札	適用除外	適用除外